

2025

07

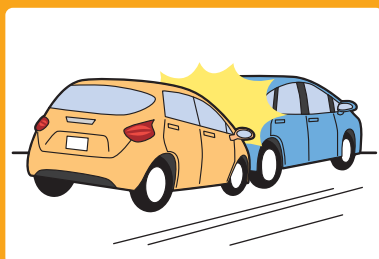
健康保険 きょうと

交通事故等のケガで健康保険を使用するときは 「第三者行為による傷病届」をご提出ください

交通事故など、第三者の行為が原因でケガ等をした場合に、健康保険で診療等を受けたときは「第三者行為による傷病届」の提出が必要です。ただし、**「工作中、通勤途中のケガ等には健康保険は使えません。」**



これらは全て「第三者行為」に該当します。



交通事故



暴力行為



他人の飼い犬にかまれた等

このような場合は、加害者（相手方）が治療費を支払うこととなりますが、健康保険を使用すると、協会けんぽ（保険者）がその一部を立て替えて医療機関等へ支払うこととなります。立て替えた医療費は、後日、協会けんぽが相手方に損害賠償請求をするため、事故等の状況や相手方の情報を「**第三者行為による傷病届**」によりお知らせいただく必要があります。

第三者行為による
傷病届はこちら



「工作中、通勤途中のケガ等では健康保険は使えません！」

近年、工作中や通勤途中の負傷（病気）にもかかわらず、**健康保険を使って治療を受ける方がおられます。**

このような負傷（病気）は健康保険での治療は受けられないため、誤って健康保険で治療を受けてしまった場合は、健康保険から**「労災保険」**への切り替え手続きが必要です。労災保険のご相談は、**勤務先を管轄する労働基準監督署**にお問合せください。

協会けんぽから負傷原因の照会を行うことがあります

医療機関が協会けんぽへ請求する診療報酬明細書※には、負傷原因が記載されておりませんので、協会けんぽから被保険者様宛に**「負傷原因の照会」**（文書照会）を行うことがあります。

これは負傷原因が労災もしくは第三者行為（交通事故等）によるものかどうかを確認するためのものです。適正な保険給付を行うためにも、必ずご提出をお願いします。

※診療報酬明細書とは、医療機関が協会けんぽに医療費を請求するための明細書のことです。審査機関を経由するため、協会けんぽが内容を確認できるまで約3か月程かかります。そのため、負傷原因の照会までにお時間を要します。

健診を受けた後のフォロー、健康管理は 事業所様・ご本人様にとって重要です。

健診結果で**特定保健指導**に該当された方につきまして、事業所様宛に、下記①～③のいずれかよりご案内いたします。ご案内が届きましたら、対象者様へのお声かけ、日程調整等のご協力をお願いします。

※**特定保健指導**とは… 健診結果の腹囲・血圧・血糖値・脂質などの生活習慣病に関する項目で、基準値以上であった方に対して行う生活習慣改善に向けたサポートです。



① **健診実施機関**
(健診当日にご案内する場合がありますので、ご利用ください)

② **協会けんぽ**

③ **協会けんぽ京都支部が
業務委託している専門機関**

- 株式会社ベネフィット・ワン
- 一般社団法人エヒメ健診協会

リモート面談や
土日の実施も
可能です。



第2回

マイナ保険証での医療機関等の受診について

6月号から全4回にわたりマイナ保険証について連載しています。
第2回目は、医療機関等の受診についてご紹介します。



Q マイナ保険証での受診の仕方は?

A オンライン資格確認等システムを導入している医療機関等の場合

マイナ保険証を窓口のカードリーダーで読み取っていただくことで受診できます。



A オンライン資格確認等システムを導入していない医療機関等の場合

マイナ保険証に加えて、資格情報のお知らせまたはマイナポータル資格情報画面を窓口で提示していただくことで受診できます。

Q 資格取得後、いつからマイナ保険証は使えるの?

日本年金機構に提出された資格取得届等にマイナナンバーを正確に記入等いただいた場合、**資格情報のお知らせ等がお手元に届いた時点で、オンライン資格確認システムへのデータ登録が原則完了しています。**

医療機関等を受診する前に、マイナポータルで健康保険の資格が反映されているかをご確認の上、受診いただきますようお願いします。



第1回 「マイナ保険証の利用登録はお済みですか？」はこちら！

